

山武市浄化槽等設置事業補助金交付要綱

令和4年5月18日告示第74号

改正

令和5年5月19日告示第69号

令和7年4月1日告示第54号

(趣旨)

第1条 この要綱は、既存住宅からの生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽を設置する者に対し、その工事に要する経費について、予算の範囲内において山武市浄化槽等設置事業補助金を交付することに関し、山武市補助金等交付規則（平成18年山武市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 住宅 主に住居の用に供する専用住宅又は延床面積の2分の1以上を住居の用に供する建物をいう。
- (3) 合併処理浄化槽 次に掲げる全ての要件を満たすもの
 - ア 処理対象人員が10人以下のし尿及び雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を併せて処理するもの
 - イ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するもの
 - ウ 合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知。以下「国庫補助指針」という。）に適合する機能を有するもの
 - エ 浄化槽設置整備事業実施要綱（平成6年10月20日付け衛浄第65号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知別紙）第3の(11)のイの②の（ア）に規定する要件を満たすもの
- (4) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (5) くみ取り槽 住宅に付随する便所で、し尿をそのまま貯留する便槽及び泡や少量の水を用いる簡易水洗便所の便槽をいう。
- (6) 放流先のない場合の処理装置 放流先がない場合の浄化槽放流水の処理方式とし

て千葉県知事が認定済である装置をいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱により補助金の交付を受けることができる者は、市内に居住し又は居住しようとする者で、山武市内（農業集落排水処理区域を除く。）の居住地において、合併処理浄化槽又は合併処理浄化槽に併せて設置する放流先のない場合の処理装置（以下「浄化槽等」という。）を設置する次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 単独処理浄化槽又はくみ取り槽を適正に撤去する場合であって、同一敷地内に合併処理浄化槽を設置する者。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定に基づく確認申請を要する住宅の新築、増築又は改築に伴い合併処理浄化槽を設置する者を除く。
- (2) 前号に該当する者で、放流先がないため放流先のない場合の処理装置を設置する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金の交付はしない。

- (1) 法人
- (2) 浄化槽法第5条第1項の規定による設置の届出書の審査を受けずに浄化槽等を設置する者
- (3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による必要な確認を受けずに建築した住宅に浄化槽等を設置する者
- (4) 販売又は賃貸を目的とした住宅に浄化槽等を設置する者
- (5) 住宅又は土地を借り受けている者で浄化槽等の設置について、所有者又は賃貸人の承諾が得られない者
- (6) 市税等（浄化槽等を設置する住宅及び土地に係る固定資産税を含む。）を滞納している者

(対象となる浄化槽等の設備)

第4条 補助の対象となる浄化槽等の設備は、次の各号の全てに該当するものでなければならない。

- (1) 構造が浄化槽法第4条第2項の規定に適合するもの
- (2) 浄化槽法第13条の規定による型式認定を受けた10人槽以下の合併処理浄化槽で国庫補助指針に適合するもの

2 合併処理浄化槽を設置しようとする区域に放流先がない場合にあつては、前項に規定する合併処理浄化槽の設置に併せて、放流先のない場合の処理装置を設置するもの限り補助の対象とする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助額は、別表のとおりとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ山武市浄化槽等設置事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第7条 市長は、規則第4条の規定により補助金の交付を決定したときは、山武市浄化槽等設置事業補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により交付の決定を申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金を交付することが不相当であると認めるときは、山武市浄化槽等設置事業補助金不交付決定通知書（別記第3号様式）により不交付の決定を申請者に通知するものとする。

（変更承認申請書等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更若しくは補助事業に要する経費の配分の変更（軽微なものを除く。）をする場合又は補助事業を中止若しくは廃止する場合は、山武市浄化槽等設置事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別記第4号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適正と認める場合は、山武市浄化槽等設置事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書（別記第5号様式）により補助事業者に通ずるものとする。

3 補助事業者は、第1項に定めるもののほか、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその内容及び理由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、市長が必要と認めるときは、補助事業の遂行の状況に関し、速やかに市長に報告しなければならない。

（事業遂行等の指示）

第10条 市長は、補助事業者が提出する報告等により、その者の補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対し、当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

2 市長は、補助事業者が前項の指示に従わないときは、その者に対し、当該補助事業の一時停止を命ずることができる。

(調査)

第11条 市長は、補助事業の適正な執行を期するため必要と認めるときは、浄化槽等の設置に係る事項について当該職員に調査させることができる。

(中間検査)

第12条 補助事業者は、浄化槽等を埋設するとき、浄化槽等の設置工事の状況について、浄化槽設備士（浄化槽法第2条第10号に規定する浄化槽設備士をいう。以下同じ。）立会いのもと市長の指定する職員による現地検査を受けなければならない。

2 前項に規定する現地検査の時期にあつては次に掲げる時期とする。

- (1) 合併処理浄化槽については、浄化槽の据付け時
 - (2) 放流先のない場合の処理装置については、装置の据付け時
- (実績報告)

第13条 補助事業者が規則第13条の規定により実績報告をしようとするときは、補助事業の完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い日までに、山武市浄化槽等設置事業補助金実績報告書（別記第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付の確定)

第14条 市長は、規則第15条の規定により補助金の交付を確定したときは、山武市浄化槽等設置事業補助金交付額確定通知書（別記第7号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第15条 補助事業者が規則第16条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、山武市浄化槽等設置事業補助金交付請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

(決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付に係る決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途へ使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 第8条の規定による山武市浄化槽等設置事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書の提出を受け、承認するとき。
- (5) 第9条の規定による状況報告又は第10条の規定による事業遂行に係る市長の指示に従わないとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があつた後においても

適用するものとする。

3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(関係書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助金に係る証拠書類を当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度の初日から5年間保管しなければならない。

(補助事業者の責務)

第19条 補助事業者は事業完了後においても、浄化槽法に定められた義務（浄化槽法第7条、第10条及び第11条）を遵守しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

| 補助対象経費区分 | | 補助額（上限額） |
|------------------|---------|----------|
| 合併処理浄化槽設置費 | 5人槽 | 332,000円 |
| | 7人槽 | 414,000円 |
| | 10人槽 | 548,000円 |
| 撤去費 | 単独処理浄化槽 | 180,000円 |
| | くみ取り槽 | 120,000円 |
| 宅内配管工事費 | | 330,000円 |
| 放流先のない場合の処理装置設置費 | | 200,000円 |

備考 各補助対象経費が補助額の上限額に満たない場合は、実際に要した経費の範囲内

とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

別記

第1号様式（第6条関係）

山武市浄化槽等設置事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 山武市長

申請者 住所
氏名
電話

年度において、山武市浄化槽等設置事業を実施したいので、山武市補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

| | | | |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|-------|
| 交付申請額 | 円 | 人槽区分 | 人槽 |
| 設置場所 | | | |
| 転換区分等 | 単独処理浄化槽 ・ くみ取り槽 | | |
| | 放流先のない場合の処理装置（設置する ・ 設置しない） | | |
| 土地・建物の所有者 | 1 本人 | 2 共有 | 3 その他 |
| 着工予定年月日 | | 完了予定年月日 | 年 月 日 |
| 添付書類 | <ol style="list-style-type: none"> 1 事業計画書（別紙1） 2 浄化槽法第5条第2項の審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し 3 合併処理浄化槽概要書の写し 4 設置場所の案内図 5 固定資産評価証明書（浄化槽等を設置する住宅及びその敷地） 6 住宅又は土地を借り受けている者は所有者又は賃貸人の承諾書 7 所有者が死亡している場合は、相続人全員の承諾書 8 浄化槽等設置工事請負契約書（別紙2）の写し 9 工事内訳書又は見積書の写し 10 浄化槽等の配置図、施工図及び敷地内排水系統を含んだ建築物の配置図 11 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の設置が確認できるもの（写真及び位置図） 12 第3条第1項第2号に係る申請をする者は、放流先のない場合の処理装置が認定済であることを証する通知書の写し、設置条件確認チェックリスト、処理装置の構造図、見積書の写し 13 合併処理浄化槽の構造図 14 当該浄化槽が国庫補助指針に適合していることを示す書類（登録証の写し及び管理票C票） 15 一般社団法人千葉県浄化槽協会の保証登録証 16 現場監督者の浄化槽設備士免状の写し 17 浄化槽の保守点検・清掃及び法定定期検査に関する誓約書（別紙3） 18 浄化槽法第7条検査の費用を納付したことを証する書面 19 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては、浄化槽管理者が保守点検業者を窓口として保守点検及び清掃の実施並びに浄化槽法第11条検査の受検手続きの代行を一括して約定した契約書の写し（申請時未契約の場合は実績報告書添付） 20 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては浄化槽法第11条検査の受検を契約したことを証する書面（申請時未契約の場合は実績報告書添付） 21 申請時住所が他の場所にある場合にあっては居住に関する誓約書（別紙4） 22 市税等（浄化槽等を設置する住宅及び土地に係る固定資産税を含む。）について滞納がない旨を証した書類（山武市に住所を有する者にあっては別紙5） 23 その他市長が必要と認める書類 | | |

第2号様式（第7条関係）

山武市浄化槽等設置事業補助金交付決定通知書

第 号

年 月 日

（申請者氏名） 様

山武市長



年 月 日付けで申請のあった山武市浄化槽等設置事業補助金について、下記のとおり決定したので、山武市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

記

1 補助金交付決定額 金 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更（軽微なものを除く。）をする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその内容及び理由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けること。

第3号様式（第7条関係）

山武市浄化槽等設置事業補助金不交付決定通知書

第 号

年 月 日

（申請者氏名） 様

山武市長

印

年 月 日付けで申請のあった山武市浄化槽等設置事業補助金については、下記の理由により交付できないので通知します。

記

理由

第4号様式（第8条関係）

山武市浄化槽等設置事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

(宛先)山武市長

補助事業者 住所

氏名

電話

年 月 日付け山武市指令第 号で補助金の交付決定を受けた山武市浄化槽等設置事業補助金について、申請内容を下記のとおり変更したいので承認くださるよう申請します。

記

1 交付決定額 _____ 円

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更の内容（変更承認申請の場合に限る）

| 変更前 | 変更後 |
|-----|-----|
| | |

4 添付書類

(1) 事業の内容を証明する書類（事業計画書、工事内訳書又は見積書の写し、配置図等）

(2) その他市長が必要と認めるもの

注 変更承認申請の場合、補助事業の内容及び経費の配分は、交付決定された内容と容易に比較対照できるようにすること。

第5号様式（第8条関係）

山武市浄化槽等設置事業補助金変更（中止・廃止）承認通知書

第 号

年 月 日

（補助事業者氏名） 様

山武市長



年 月 日付けで申請のあった山武市浄化槽等設置事業変更（中止・廃止）承認申請については、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 補助金交付変更決定額 金 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費の配分の変更をする場合には、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

第6号様式（第13条関係）

山武市浄化槽等設置事業補助金実績報告書

年 月 日

(宛先)山武市長

補助事業者 住所

氏名

電話

年 月 日付け山武市指令第 号で補助金の交付決定のあった山武市浄化槽等設置事業補助金について、山武市補助金等交付規則第13条の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

| | |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 補助金交付決定額 | 円 |
| 工事完了年月日 | 年 月 日 |
| 添付書類 | <ol style="list-style-type: none"> 1 施工結果報告書（別紙6） 2 補助対象経費別支出報告書（別紙7） 3 工事代金の領収書の写し（実績報告時に領収書が間に合わない場合は、請求書でも可。後日領収書を提出すること。） 4 工事完成平面図 5 単独処理浄化槽及びくみ取り槽を適正に処分した証明書の写し 6 工事写真（撮影要領は山武市浄化槽等設置事業補助金工事写真指示書（別紙8）のとおり） 7 浄化槽の保守点検を委託により実施する場合にあっては浄化槽管理者が保守点検業者を窓口として保守点検及び清掃の実施並びに浄化槽法第11条検査の受検手続きの代行を一括して約定した契約書の写し（交付申請時に提出している場合は不要） 8 浄化槽の保守点検を浄化槽管理者が自ら実施する場合にあっては浄化槽法第11条検査の受検を契約したことを証する書面（交付申請時に提出している場合は不要） 9 交付申請時に居住に関する誓約書（別紙4）を提出した者については住民票 10 その他市長が必要と認める書類 |

第7号様式（第14条関係）

山武市浄化槽等設置事業補助金交付額確定通知書

第 号

年 月 日

（補助事業者氏名） 様

山武市長 印

年 月 日付け山武市指令第 号で交付決定した山武市浄化槽等設置事業補助金については、山武市補助金等交付規則第15条の規定により下記のとおりその額を確定したので通知します。

記

補助金交付確定額 金 _____ 円

第8号様式（第15条関係）

山武市浄化槽等設置事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 山武市長

補助事業者 住所

氏名 ㊟

電話

年 月 日付け山武市達第 号で額の確定のあった山武市浄化槽等設置事業補助金を山武市補助金等交付規則第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 _____ 円

| | |
|-------|-----------------------------------|
| 金融機関名 | 銀行 農協 支店 信用金庫 支所 信用組合 本店 |
| 口座番号 | 普・当 |
| 口座名義人 | フリガナ |
| | |

別紙 1

事業計画書

| 補助対象経費区分 | | 総事業費 | 対象経費支出予定額 A | 補助基準額 (上限額) B | 交付申請額 (AとBを比較して少ない額) |
|------------------|---------|------|----------------|---------------------|-------------------------|
| 合併処理浄化槽設置費 | 5人槽 | 円 | 円 | 332,000円 | 円 |
| | 7人槽 | 円 | 円 | 414,000円 | 円 |
| | 10人槽 | 円 | 円 | 548,000円 | 円 |
| 撤去費 | 単独処理浄化槽 | 円 | 円 | 180,000円 | 円 |
| | くみ取り槽 | 円 | 円 | 120,000円 | 円 |
| 宅内配管工事費 | | 円 | 円 | 330,000円 | 円 |
| 放流先のない場合の処理装置設置費 | | 円 | 円 | 200,000円 | 円 |
| 合計 | | 円 | 円 | | 円 |
| 消費税 | | 円 | | | |
| 契約額 | | 円 | | | |

備考

- 各補助対象経費が補助額の上限額に満たない場合は、実際に要した経費の範囲内とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 各補助対象経費は、消費税を控除した額を記入すること。

別紙 2

浄化槽等設置工事請負契約書

第1条 発注者及び受注者（浄化槽等工事業者）は、山武市浄化槽等設置事業補助金の交付を受けて発注者が行う浄化槽等の設置工事に関し、対等な立場でこの契約を締結し、信義を守り誠実にこれを履行する。

第2条 この契約は、次に掲げる工事に適用される。

工事の場所

工事の期間 山武市浄化槽等設置事業補助金交付決定日以降から
年 月 日まで

設置する浄化槽等

浄化槽法(昭和58年法律第43号)第4条第2項の規定による構造基準に適合し、かつ、生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)除去率90%以上、放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム(日間平均値)以下の機能を有するところの、「国庫補助指針」に適合する機能を有する合併処理浄化槽等工事の 請負代金及び支払方法

金額 円

支払い方法

第3条 受注者はこの契約と添付の図面及び仕様書に基づき、前条の期間内に工事を完成して契約の目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は引渡しと引換えにその請負代金の支払を完了する。

第4条 受注者は、この契約に係る工事を、浄化槽法第29条第3項に従い浄化槽設備士に実地に監督させ、又は自ら浄化槽設備士の資格を有して、工事を実地に監督しなければならない。

第5条 発注者及び受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡又は承継させてはならない。ただし、相手方の承諾を得た場合は、その限りではない。

第6条 受注者は、この契約の履行について、工事の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、その限りではない。

第7条 受注者は、浄化槽法第4条第3項の規定による浄化槽工事の技術上の基準及び山武市が定める工事の基準に従って工事を行わなければならない。

第8条 発注者は、やむを得ない場合には、工事内容を変更し、又は工事着手を延期し、若しくは工事を一時中止することを求めることができる。この場合において、請負代金又は工期を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

2 本条による変更、延期又は中止による損害は、受注者の責めに帰すべき場合を除き、発注者が負担する。

第9条 受注者は、受注者の責めに帰することができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対して、遅延なく、その事由を明記して工期の延長を求めることができる。この場合、その延長日数は、発注者及び受注者が協議して定める。

第10条 工事の完成引渡しまでに工事目的物その他工事施工について生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものは、発注者の負担とする。

第11条 受注者は工事のため第三者に損害を及ぼしたときは、その賠償の責めを負う。ただし、発注者の責めに帰すべき事由による場合は、発注者がその責めを負うものとする。

第12条 受注者は、山武市が定める山武市浄化槽等設置事業補助金交付要綱に基づき、所定の期間内に所定の書類及び写真を発注者に提出しなければならない。

第13条 発注者は、工事が本契約の規定又は第7条に定める基準に適合しないと認めるときは、受注者に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求することができる。

2 発注者は、浄化槽法第7条の規定により、水質に関する検査を受け、その検査の結果、浄化槽等の工事について改善の指摘を受けた場合は、受注者に対し、相当の期限を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代わる損害賠償を請求することができる。

3 前項に定める請求は、浄化槽等の工事についての改善の指摘が発注者の責めに帰すべき事由に基づくものである場合には、することができない。

第14条 瑕疵の修補又は損害賠償請求権の行使は、引渡し後5年以内に行わなければならない。

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、発注者又は受注者は、催告その他何らの手続を要せずこの契約を解除することができる。

- (1) 第1条に基づく山武市浄化槽等設置事業補助金が交付されないこととなったとき。
- (2) 工事用地につき、工事施工が著しく困難と判断される瑕疵が発見されたとき。

2 前項により、この契約が解除された場合、受注者はこの契約の履行のために受注者において要した費用及び受注者において発注者のために既に支出した立替金を発注者に請求することができる。

第16条 発注者は、受注者が工事を完成するまでは、受注者の損害を賠償して、この契約を解除することができる。

2 発注者は、受注者の契約違反によりこの契約の目的を達することができなくなったと認めるときは、催告その他何らの手段を要せず、この契約を解除することができる。この場合、発注者は、発注者の被った損害の賠償を受注者に請求することができる。

第17条 次の各号のいずれかに該当するときは、受注者は催告その他何らの手続を要せず、この契約を解除することができる。

- (1) 第8条に基づき、工事が一時中止され、又は発注者の責めに帰すべき事由により着工期日が延期された場合に、工事の一時中止又は着工期日の延期の状態が10日以上継続したとき。
- (2) 発注者が請負代金を所定の期日までに支払わなかったとき、又は請負代金の支払能力を欠くことが明らかになったとき。
- (3) 前項によってこの契約が解除された場合は、発注者は受注者の損害を賠償するものとする。

第18条 受注者の責めに帰すべき事由により、標記引渡期日(工期が変更された場合は、変更後の工期に基づいて、定められる引渡期日)までに工事の目的物を引き渡すことができない場合は、発注者が遅延日数1日につき請負代金総額の 分の1の違約金を請求することができる。

2 発注者がこの契約に基づいて、受注者に支払うべき金員を所定の期日までに支払わないときは、発注者は当該金員につき、支払期日の翌日から支払完了の日まで日歩銭の割合による遅延損害金を受注者に支払うものとする。

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて、発注者及び受注者が協議の上定めることとする。

以上契約の証しとして、本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所

氏 名

印

受注者 住 所

氏 名

印

(浄化槽工事業登録番号：)
(又は届出番号：)

別紙 3

浄化槽の保守点検・清掃及び法定定期検査に関する誓約書

(宛先)山武市長

私は、山武市浄化槽等設置事業補助金の交付を受けた浄化槽について、浄化槽法を遵守し、下記の事項について適正に実施することを誓約します。

記

- 1 浄化槽法第7条に規定する千葉県知事が指定する検査機関が行う水質に関する検査
- 2 浄化槽法第10条に規定する浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃
- 3 浄化槽法第11条に規定する千葉県知事が指定する検査機関が行う水質に関する検査

年 月 日

住 所

氏 名

別紙4

居住に関する誓約書

(宛先)山武市長

私は、下記申請地番に工事完了後は住民票を異動し、居住することを誓約いたします。

記

1 申請地番 山武市

2 住民票異動予定日 年 月 日

年 月 日

住 所

氏 名

別紙 5

証 明 願

年 月 日

(宛先)山武市長

(申請人)住 所 山武市

氏 名

山武市浄化槽等設置事業補助金申請のため必要がありますので、下記の事項を証明してください。

記

申請地：_____

- 1 申請人が課税された市税等「市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税(料)」を滞納していないこと。ただし、市県民税にあつては、地方税法第317条の2に規定する申告等を行っていない場合を除く。
- 2 申請地における土地・家屋に係る固定資産の納税義務者が固定資産税を滞納していないこと。

[同意欄] (申請人が申請地における土地・家屋の納税義務者でない場合)
本申請にあたり、固定資産税の納付状況について調査することに同意します。

同意者 (申請地における土地・家屋の納税義務者)

住 所

氏 名

第 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

山武市長

別紙 6

施工結果報告書

| 検 査 項 目 | 確 認 内 容 | 確認欄 |
|---------------------------------------|------------------------------------|-----|
| 1 流入管きよ及び放流管きよの勾配 | 汚物や汚水の停滞がないか。 | |
| 2 放流先の状況 | 放流口と放流水路の水位差が適切に保たれ、逆流のおそれはないか。 | |
| 3 誤接合等の有無 | 生活排水が全て接続されているか。 | |
| | 雨水や工場廃水等が流入していないか。 | |
| 4 ますの位置及び種類 | 起点、屈曲点、合流点及び一定間隔ごとに適切なますが設置されているか。 | |
| 5 流入管きよ、放流管きよ及び空気配管の変形、破損のおそれ | 管の露出等により変形、破損のおそれはないか。 | |
| 6 かさ上げの状況 | バルブの操作などの維持管理を容易に行うことができるか。 | |
| 7 浄化槽本体の上部及びその周辺の状況 | 保守点検、清掃を行いにくい場所に設置されていないか。 | |
| | 保守点検、清掃の支障となるものが置かれていないか。 | |
| | コンクリートスラブが打たれているか。 | |
| 8 漏水の有無 | 漏水が生じていないか。 | |
| 9 浄化槽本体の水平状況 | 水平が保たれているか。 | |
| 10 接触材等の変形、破損、固定の状況 | 嫌気ろ床槽のろ材及び接触ばっ気槽の接触材に変形や破損はないか。 | |
| | しっかり固定されているか。 | |
| 11 ばっ気装置、逆流装置及び汚泥移送装置の変形、破損、固定及び稼働の状況 | 各装置に変形や破損はないか。 | |
| | しっかり固定されているか。 | |
| | 空気の出方や水流に片寄りはないか。 | |
| 12 消毒設備の変形、破損、固定の状況 | 消毒設備に変形や破損はないか。 | |
| | しっかり固定されているか。 | |

| | | |
|----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|--|
| | 薬剤筒は傾いていないか。 | |
| 13 ポンプの設備(流入ポンプ及び放流ポンプの設置、稼働状況 | ポンプますに変形や破損はないか。 | |
| | ポンプますに漏水のおそれはないか。 | |
| | ポンプが2台以上設置されているか。 | |
| | 設計どおりの能力のポンプが設置されているか。 | |
| | ポンプの固定が十分行われているか。 | |
| | ポンプの取り外しが可能か。 | |
| | ポンプの位置や配管がレベルスイッチの稼働を妨げるおそれはないか。 | |
| 14 ブロワの設置、稼働状況 | 防振対策がなされているか。 | |
| | 固定が十分行われているか。 | |
| | アースはなされているか。 | |
| | 漏電のおそれはないか。 | |
| <p>上記のとおり確認したことを証します。</p> <p>年 月 日</p> <p>担当浄化槽設備士氏名</p> <p>(浄化槽設備士免状の交付番号)</p> | | |

別紙 7

補助対象経費別支出報告書

| 補助対象経費区分 | | 総事業費 | 対象経費 支出額 A | 補助基準額 (上限額) B | 交付実績額 (AとBを 比較して少 ない額) |
|----------------------|-------------|------|------------------|---------------------|---------------------------------|
| 合併処理浄化 槽設置費 | 5人槽 | 円 | 円 | 332,000円 | 円 |
| | 7人槽 | 円 | 円 | 414,000円 | 円 |
| | 10人槽 | 円 | 円 | 548,000円 | 円 |
| 撤去費 | 単独処理 浄化槽 | 円 | 円 | 180,000円 | 円 |
| | くみ取り槽 | 円 | 円 | 120,000円 | 円 |
| 宅内配管工事費 | | 円 | 円 | 330,000円 | 円 |
| 放流先のない場合の 処理装置設置費 | | 円 | 円 | 200,000円 | 円 |
| 合計 | | 円 | 円 | | 円 |
| 消費税 | | 円 | | | |
| 契約額 | | 円 | | | |

備考

- 各補助対象経費が補助額の上限額に満たない場合は、実際に要した経費の範囲内とし、千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
- 各補助対象経費は、消費税を控除した額を記入すること。

別紙 8

山武市浄化槽等設置事業補助金工事写真指示書

- 1 浄化槽設備士が実地に監督している状況
 - ① 着工前
 - ② 浄化槽設置時
 - ③ 完成時
- 2 工事着工前の状況
- 3 合併処理浄化槽本体の工事状況
 - ① 浄化槽底部の基礎状況
 - ② 据付工事の状況
 - ③ 配管状況（埋設前及び埋設後）
 - ④ ます等の状況（埋設前及び埋設後）
 - ⑤ かさ上げの状況
 - ⑥ プロアの設置状況
- 4 放流先のない場合の処理装置の工事状況
 - ① 処理装置を埋設する底部の状況
 - ② 据付工事の状況
 - ③ 配管状況
 - ④ ます等の状況
 - ⑤ かさ上げの状況
- 5 単独処理浄化槽又はくみ取り槽処分状況
 - ① 着工前の状況
 - ② 浄化槽汚泥又はし尿のくみ取り
 - ③ 消毒の状況
 - ④ 解体の状況
 - ⑤ 掘り上げた単独処理浄化槽又はくみ取り槽の状況
 - ⑥ 完全撤去後の状況

《注意》

- ① 上記に掲げる各状況写真の撮影位置及び方向を工事完成平面図に明示してください。
- ② 水準器等を用いて水平を確認し、水じめ及び突き固めを行っている状況を撮影してください。
- ③ 標尺(スタッフ・スケール等)を当ててかさ上げの高さが分かるよう撮影してください。
- ④ それぞれの写真中には、必要事項を記入した黒板を画面に撮影してください。

黒板記入例

| | | |
|-----------|-------|-------------------|
| 撮 影 年 月 日 | 年 月 日 | ← 補助事業者の氏名を入れること。 |
| 工 事 名 | | |
| 工 事 内 容 | | |
| 施 工 業 者 | | |